

八郎潟町空家等管理活用支援法人指定に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の活用に関する本町の方針が定められるまでの間、町長は申請に関する必要事項を定めないこととする。

(指定の基準等)

第3条 支援法人の活用に関する本町の方針が定められるまでの間、町長は指定を行わないこととする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月13日から施行する。